環境部環境保全課

住宅用太陽光発電システム・蓄エネルギー機器等導入支援事業について

地球温暖化対策の推進及び脱炭素社会の形成を図ることを目的に、住宅用太陽光発電システム・蓄エネルギー機器等を設置される市民の方を対象に補助金を交付します。

- 1 名 称 徳島市住宅用太陽光発電システム・蓄エネルギー機器等導入支援事業
- 2 申請受付期間 令和4年4月15日(金)~令和5年2月28日(火) ※受付期間内であっても、予算を超えた場合は受付を終了します。
- 3 申請要件(1)対象設備の設置工事の着手前であること。
 - (2) 申請受付期間に補助金交付申請を行い、工事完了日から起算して 30日以内、又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに実績 報告書が提出できること。
- 4 補助金交付対象者 以下の全ての要件に該当する人(法人は対象外)
 - (1) 自らが居住するための市内の既築・新築住宅(店舗、事務所等との兼用住宅含む)に補助対象設備を自ら購入して設置しようとする人
 - (2) 申請を行う住宅用太陽光発電システムで発電した電力もしくは申請を行う家庭用蓄電システム又は電気自動車等充給電設備と接続する太陽光発電システムで発電した電力の大半を住宅の居住用部分で使用しようとする人
 - (3) 市税を滞納していない人
 - (4) 実績報告時までに、本市の住民基本台帳に登録された住所に居住し、 設置後、市が行う調査に協力可能な人
- 5 補助対象設備及び補助額
 - (1) 住宅用太陽光発電システム 5万円(補助対象経費が5万円より少ない場合は、その金額)
 - (2) 家庭用蓄電システム 10万円(補助対象経費が10万円より少ない場合は、その金額)

裏面へ続く

- (3) 電気自動車等充給電設備 (V2H) 10万円 (補助対象経費が10万円より少ない場合は、その金額)
- 6 申請の方法 申請書に必要書類を添付して、環境保全課までお持ちください。
- 7 申請に必要な書類 「徳島市ホームページ」からダウンロードできます。

以 上

<問い合わせ先> 環境部 環境保全課

電話:088-621-5213